

令和5年度第6回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年9月25日(月)	開議の時刻	午前10時15分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時08分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	欠 席	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	出 席	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	欠 席			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	戸井田 貞義	〃	加藤 喜之		〃	
	唐 子	山田 弘明	欠 席		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	出 席			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地所有適格法人の要件確認の件</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。</p> <p>2 番 杉浦 勉 委員    3 番 島田 安三 委員</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地所有適格法人の要件確認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>事務局から、本件はこの次の議案第 2 号において、新規法人より農地法第 3 条による所有権の移転の申出があったため、その法人が農地所有適格法人の要件を満たしているか審査するものであり、この法人は現在利用権にて農地を貸借している旨の説明がなされる。</p> <p>さらに事務局から、提出された要件確認書より、農地法第 2 条第 3 項に規定される農地所有適格法人の 4 要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしている旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、資料の役員要件の欄について、内容の記述が簡素に過ぎるため、もっと詳しい説明を記載すべきだとの意見がなされた。</p> <p>事務局より、修正する旨の説明がなされた。</p> <p>戸井田委員より、議決権の総数が 1000 で、うち農業関係者が 560 とあるが、何を意味するかについての説明が求められた。</p> <p>事務局より、議決権の 1000 は発行株数であり、株主のうち農業関係者が保有している株数が 560 である旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>大岡地区・藤野委員より、1 番の申請について、大字大谷所在の申請人（受人）としての法人より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）</p>

<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>を、受人は農地の法人利用のため、渡人は高齢手不足により、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>久保田委員より、受人である法人の代表取締役と渡人は同一人物か、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、同一人物で、今まで代表取締役の農地を法人が借りていたが、高齢のため、法人の後々の経営のことを考え、今回所有権を移転することにした。また、資料にある受人の経営面積は、本申請のため代表取締役から借りている農地を解約したため、他の人から借りている農地の面積の合計となっている、との説明がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、多数決にてこれを承認した。</p> <p>2 番の申請について</p> <p>唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、大字上唐子在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 3 筆）を、受人は農業経営開始の為、渡人は高齢者手不足で農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。受人と渡人は姉弟であり、受人の所有農地は現在ないが、年間の従事日数の予定が 150 日を超えることを申請書類等から確認できるため、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、多数決にてこれを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、ふじみ野市在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字下唐子に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅建築のため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅建築の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し</p>
--	---

た。

#### 2番の申請について

高坂地区・久保田委員より、2番の申請について、大字早俣在住の申請人（受人）より、大字早俣在住の申請人（渡人）が、大字早俣地内に所有する農地（田1筆）を、既存の農業用物置の追認のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農業用物置が設置されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、農業用物置の追認の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 3番の申請について

高坂地区・久保田委員より、3番の申請について、日高市在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 4番の申請について

野本地区・杉浦委員より、4番の申請について、和泉町在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 5番の申請について

野本地区・杉浦委員より、5番の申請について、神明町1丁目在住の申請人外1名より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑1筆）を、自己

<p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、37 筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>議案第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件</p>	<p>議案第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、沢口町在住の申請人が、沢口町地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地 (畑 1 筆) に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>松山地区・宇津木委員より、1 番の申請について、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることを承認するとした。</p>

<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p>	<p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和5年10月25日(水) 午前10時20分～</p> <p>会 場 市総合会館3階 303会議室 午前11時8分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和5年度第6回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和5年10月25日</p> <p style="text-align: right;">議長 野村 孝行</p> <p style="text-align: right;">委員 杉浦 勉</p> <p style="text-align: right;">委員 島田 安三</p>